川越市公衆浴場法施行細則の一部改正（案）の概要について

平成２５年　２月
保健医療部　食品・環境衛生課

１　改正の背景及び趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第１０５号）が平成２３年８月３０日に公布されました。これに伴い、公衆浴場法が改正され、公衆浴場の業を行うときに開設者が講じなければならない衛生上必要な措置の基準等に係る条例の制定に関する権限が埼玉県から川越市に移譲されることになり、川越市公衆浴場法施行条例を制定しました。

そこで、「川越市公衆浴場法施行細則」の改正を行い、同条例において規則で定めることとされた必要な基準等を規定するものです。

２　改正の主な内容

（１）原湯等の水質の基準

水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水の水質について、検査項目、測定の方法及び基準値について規定するものです。

（例）色度は、比色法、透過光測定法又は連続自動測定機器による透過光測定法で５度以下であること。

水素イオン濃度は、ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法で水素指数５．８以上８．６以下であること。

（２）浴槽水の水質の基準

浴槽水の水質について、検査項目、測定の方法及び基準値について規定するものです。

（例）レジオネラ属菌は、冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法で検出されないこと（１００ミリリットル中に１０コロニー・フォーミング・ユニット未満であること）。

（３）浴槽水の水質検査

浴槽水の水質検査について、浴槽水の管理状態ごとのレジオネラ属菌の検査頻度について規定するものです。

（例）連日使用している浴槽水は、６月に１回以上の頻度で水質基準に適合していることを確認すること。

（４）浴槽水の消毒方法

浴槽水の消毒方法について次のとおり規定するものです。

浴槽水の消毒は、塩素系薬剤を用いて行うものとする。ただし、これにより難い場合には、塩素系薬剤を用いた場合と同等以上の消毒効果を有する消毒方法により行うものとする。

（５）責任者の届出

公衆浴場において日常の衛生管理に係る責任者について、届け出る事項について次のとおり規定するものです。また届出の様式について規定するものです。

責任者を選任・変更した公衆浴場の名称及び所在地、責任者を選任・変更した年月日

※その他、権限移譲に伴う、引用条項などの文言整理を行います。（この部分については、川越市意見公募手続条例第４条第４項第８号に該当するため、意見募集の対象外となります。）

３　施行予定日

平成２５年４月１日